

政治活動マスター講座

11月5日(火) in 東京

10:00~13:00

同時開催！
オンラインセミナー

選挙運動・政治活動に関する規律

1. 選挙運動とは何か（最判昭53.1.26）
2. 政治活動に対する制限（裏打ちされた政治活動用ポスター等）
3. 事前運動・準備行動（推薦依頼（最判昭和43.3.18））
4. 事務所の運営（払ってもよいもの・わるいもの、
いわゆるうぐいす嬢（最判昭和53.1.26））・飲食物の提供
5. 挨拶状や挨拶を目的とする有料広告の禁止
（年賀状に対する答礼等）
6. インターネットを利用した選挙運動
7. 寄附禁止（冠婚葬祭時の注意事項、返戻型寄附
（最判平成12.11.20）、周年行事に対する祝電、弔電）
8. 買収（最判平成16.12.21その他）
9. その他



講師：**太田雅幸** 【弁護士】

昭和36年生まれ。東京大学法学部卒業後、昭和59年衆議院法制局に入局。20年にわたり内閣委員会、地方行政委員会等を担当し、法律案や修正案の作成に携わる。会員契約適正化法案、公職選挙法やNPO法などの改正案、年金改正法案や有事法案の修正案の作成に参画。この間、最高裁判所司法研修所で司法修習（49期）。2005年11月退官し、弁護士登録（東京弁護士会）。現在、訴訟実務のほか、各自治体で条例立案支援や研修に携わる。主な著書に「政策立案者のための条例づくり入門」「情報公開法の解説」等がある。

14:00~17:00

コンプライアンスから考える政治活動

1. 政治活動について
2. 後援会活動について
3. 選挙準備行為について
4. SNSについて
5. インターネット選挙運動について



講師：**野澤高一**
【中央大学経済研究所
客員研究員・選挙プランナー】

広告理店、ハウスメーカー、流通業を経て、テレマーケティング会社（マザーズ上場）の営業部門、調査部門の責任者からスピンアウトし、2010年、リサーチ&コンサルティングの株式会社アノンを設立する。2011年、米国国務省「International Visitor Leadership Program」に選ばれ再渡米。帰国後、選挙区の情勢調査・情勢分析を基に、流通業で学んだ「データベースマーケティング」と「顧客識別マーケティング」の理論を加え、体系化。後援会・選挙対策強化計画策『測る、つなぐ、約束する。』にて、“志の一票をつくる！”を積み重ね、数多くの候補者・陣営を当選指南する。

(株)廣瀬行政研究所